

事 務 連 絡

平成23年4月14日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課
老 健 局 総 務 課

東日本大震災に伴い障害者（児）及び高齢者が預金通帳を紛失した場合等
における預金の払戻しについて

今般の東日本大震災の対応につきましては、必要な支援の確保等、障害者（児）及び高齢者の支援に各種ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、金融庁から金融機関に対して、預金通帳や印鑑を紛失した場合でも、本人であることが確認できる書類の提示により金融機関は預金の払戻しに応じるとともに、本人であることが確認できる書類を紛失してしまった場合についても、住所、氏名等をお伺いし、登録内容との一致を確認したうえで払戻しを行うなど、柔軟な対応を行うよう要請されているところです。

つきましては、貴管内の関係団体、事業者等に当該内容を周知いただくとともに、必要に応じて支援者が本人と金融機関へ同行する等により、障害者（児）及び高齢者の預金の払戻しが円滑に行われるよう適切に支援していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本件について、別添2のとおり金融相談窓口が設けられていますので、併せてお知らせいたします。

記

○金融庁のホームページ（別添1）

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/deposit.html>